　　　練馬区独立70周年記念事業推進本部設置要綱（案）

平成28年９月　日

28練企企第　号

（設置）

第１条　平成29年8月1日に迎える練馬区独立70周年へ向けて庁内の気運を醸成し、全庁的な体制のもとで記念事業を総合的に推進するため、練馬区独立70周年記念事業推進本部（以下「本部」という。）を設置する。

（構成）

第２条　本部は、本部長、副本部長および本部員をもって構成する。

２　本部長は区長とする。

３　副本部長は副区長および教育長とし、本部長に事故があるときは、企画部を担任する副区長である副本部長がその職務を代理する。

４　本部員は庁議を構成する部長等とする。

（所掌事項）

第３条　本部は、つぎの各号に掲げる事項を所掌する。

　⑴　記念事業に係る庁内の実施体制の構築および情報共有に関する事項

　⑵　練馬区独立70周年記念事業区民実行委員会との連携および調整に関する事項

　⑶　その他本部長が必要と認める事項

（会議）

第４条　本部の会議は、本部長が招集し、主宰する。

２　本部長は、必要があると認めるときは、本部会議の事案に関係ある職員の出席を求めその意見を聴くことができる。

（本部の庶務）

第５条　本部の庶務は、企画部企画課が処理する。

（委任）

第６条　この要綱に定めるもののほか、本部の運営につき必要な事項は本部長が別途定める。

　　　付　則

　この要綱は、平成28年９月　日から施行する。